

地方公共団体情報システム機構における個人番号カード関係事務に係る 中期目標(第1期)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第38条の8第1項の規定に基づき、個人番号カード関係事務(同法第16条の2の規定により地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)が処理する事務及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第39条第1項に規定する認証事務をいう。)の実施に関し、機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を次のように定める。

令和3年9月1日

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太

I. 個人番号カード(マイナンバーカード)関係事務に係る機構の役割

機構は、平成25年5月のマイナンバー関連4法の成立を受けて、地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号。以下「機構法」という。)により平成26年4月に地方共同法人として設立され、同月から公的個人認証サービスの運用を開始し、マイナンバー制度の導入に必要なシステムの開発を行い、平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からは、市区町村からの委任を受けマイナンバーカードの発行を行ってきた。

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、社会全体のデジタル化を進めるにあたっては、マイナンバーカードの普及拡大が重要となるとともに、カード管理システム及び公的個人認証サービスシステム(以下「マイナンバーカード関連システム」という。)の安定性をさらに高めていく必要がある。

このため、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)では、番号利用法及び機構法の改正が行われ、機構は、マイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付けられるとともに、国及び地方公共団体が共同して運営する法人とされ、主務大臣(内閣総理大臣及び総務大臣をいう。)による中期目標の策定や中期計画の認可に関する規定が整備されるなど、国のガバナンスの抜本的な強化が図られた。

さらに、マイナンバーカード関連システムの設置・運用経費(国負担分)については、国の業務システムを一括して統括・監理するデジタル庁に予算が計上され、デジタル庁から機構へ支出することにより、デジタル庁が実質的にシステム企画及び調達に関与することとなる。

新たな体制の下で、機構は、「情報通信技術を用いた本人確認の手段の円滑な提供を確保するとともに、地方公共団体の行政事務の合理化及び住民の福祉の増進に寄与すること」を目的とする組織として、安全・安心で利便性の高いデジタル政府・社会を支える基盤となるマイナンバーカードについて、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月 18 日閣議決定) 等に基づき、関連システムの安全かつ安定的な運用やより強固で安定的にするための開発・増強、サービスの一層の向上等に努め、徹底した住民目線での行政サービスの刷新を行い、誰もがデジタルの恩恵を受けることのできる社会の実現に寄与することが求められる。

II. 中期目標の期間

- 中期目標の期間は、令和3年9月1日から令和8年3月 31 日までの4年7か月とする。
- 中期目標の内容については、必要に応じ、適宜見直しを行うこととする。

III. 業務目標と取組方針(業務の質の向上に関する事項)

1. マイナンバーカードの発行・運営体制の強化に関する事項

- ① マイナンバーカードの発行及びマイナンバーカード関連システムの運営等
 - 令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指し、想定される市区町村への毎月のカード発送数に基づき、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要な申請受付・発行体制の強化を図ること。
 - マイナンバーカードの発行枚数の増加や電子証明書の更新件数の増加に対応するため、マイナンバーカード関連システムについて、必要な増強等を行うとともに、国の支援の下、安全かつ安定的な運営を実施し、システム稼働率¹ 99.9%以上の確保を目指すこと。
 - 迅速なマイナンバーカードの発行を行うため、申請受付から市区町村へのカードの発送を、原則として遅くとも 14 日以内に実施できるようにするとともに、更なる短縮についても検討を行うこと。
 - 住民向けコールセンター及び地方公共団体向けヘルプデスクについて、国

¹ 稼働率 = (年間のサービス提供時間 (※) - 年間のサービス停止時間 (※)) ÷ 年間のサービス提供時間 (※)

(※) 保守作業等 (府舎停電等の外部要因を含む。) による計画停止時間を除く。

の支援の下、原則として年間応答率95%以上の確保を目指すとともに、マイナンバーカードの発行枚数の増加や利用拡大等に伴う需要の増加に対応できるよう、業務の効率化やサービスの向上を図る取組を進めること。

② 次期のマイナンバーカード関連システムの構築等

- セキュリティのより一層の強化及び災害時等におけるバックアップ体制の充実等による業務継続性の確保、更なる安定稼働を図る観点から、令和5年度中に次期のマイナンバーカード関連システムを構築すること。
- また、マイナンバーカード関連システムについて、政府において具体化される「デジタル社会の形成に向けたトータルデザイン」を踏まえ、必要なシステム構築等の検討を行うこと。

③ マイナンバーカード及び電子証明書の円滑な更新

- マイナンバーカード又は電子証明書の有効期限が到来する住民に対する有効期限通知書について、国民にとってその内容が分かりやすいものとなるよう工夫し、円滑な作成・発行に努めるとともに、必要なデータの作成や発行状況等を管理するためのシステムの安全かつ安定的な運営を実施すること。また、電子証明書の発行・更新等を扱う郵便局の増加に応じて必要な対応を行うこと。
- あわせて、令和7年度以降に見込まれる電子証明書の有効期限到来件数の増加を踏まえ、必要な体制の検討・整備を行うこと。

2. マイナンバーカードの利便性の向上に関する事項

① コンビニエンスストアにおける電子証明書の暗証番号初期化・再設定

- 顔認証技術を活用したコンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定を可能にするため、コンビニエンスストア事業者の理解を得つつ、速やかに必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、コンビニエンスストアでの電子証明書の暗証番号初期化・再設定に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じ、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。

② 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく基本4情報等の提供

- 令和4年度中に本人同意に基づく基本4情報等の提供を開始するため、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム改修・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、本人同意に基づく基本4情報等の提供に係る業務の安定的

かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。

③ 移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載

- 令和4年度中に、整備法による公的個人認証法の改正により創設された移動端末設備用署名用電子証明書及び移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用電子証明書」という。)のスマートフォンへの搭載が実現されるよう、関係省庁等と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、移動端末設備用電子証明書のスマートフォンへの搭載に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。

④ 国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用

- 令和6年度中に国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるようにするため、関係省庁と調整の上、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、国外転出者によるマイナンバーカードの継続利用に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。

⑤ 運転免許証とマイナンバーカードの一体化

- 令和6年度中に運転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・体制整備等の検討を行うこと。

⑥ 在留カードとマイナンバーカードの一体化

- 令和7年度中に在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付を開始するため、関係省庁との検討結果を踏まえ、具体的な目標及びスケジュールを定め、必要なシステム構築・体制整備等を実施すること。
- 運用開始後は、在留カードと一体化したマイナンバーカードの交付に係る業務の安定的かつ円滑な執行に努めるとともに、必要に応じて、システム改修・

体制整備等の検討を行うこと。

⑦ 住民の利便性の向上につながるアプリケーションの開発等

- 関係機関と連携しつつ、マイナンバーカードを利用する住民の利便性の向上につながる地方公共団体の業務に関するアプリケーションの調査研究や開発等を国の専門人材による参画・助言を含む国の支援の下で行うこと。

⑧ 次期マイナンバーカード仕様の設計の検討

- 次期マイナンバーカード仕様の設計について、カード機能の高度化を図る観点から、関係省庁の検討状況を踏まえ、マイナンバーカードの発行者の立場において必要な技術的検討を行うこと。

IV. マイナンバーカード関係事務の運営の効率化に関する事項

1. 効率的・効果的な組織体制の構築

- マイナンバーカード・電子証明書の役割の拡大、利便性の向上等に伴う業務の複雑化・高度化に対応できる組織体制を構築するため、各部門の連携を強化するとともに、業務の合理化・効率化を図り、機動的な人員の配置を行うこと。
- マイナンバーカード関連システムの安全かつ安定的な運営を行うため、過去の障害等の教訓を踏まえ、システム監視の強化と運用の改善が図られる組織体制を構築すること。
- 災害の発生や感染症の感染拡大等の非常事態においても継続的・安定的に業務が遂行されるよう、危機管理に強い組織体制を構築すること。

2. システム関連経費・調達の効率化・合理化

- マイナンバーカード関連システムの整備・運用にあたっては、予算要求の段階から、マイナンバーカード関連システムに係る予算が計上されるデジタル庁の知見を得つつ、経費の削減に資する方策を検討し、経費の効率化・合理化を図ること。
- マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達の透明化及びコストの削減を図るため、役職員で構成する調達改善検討委員会及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、定期的に調達の点検及び必要な見直しを行うこと。
- マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、調達に係る契約の透明化を確保する観点から、国や独立行政法人等における取組を参考に、契約実績の公表を行うこと。

3. 働き方改革の推進による業務運営の効率化

- マイナンバーカード関係事務に係る業務に関し、業務継続性の確保や適正な人事管理に配慮しつつ、国や独立行政法人等における取組を参考に、テレワークやペーパーレスの導入等、職員の働き方改革や業務の電子化を推進し、業務運営の効率化を図ること。

V. その他マイナンバーカード関係事務の運営に関する重要事項

1. 人材の育成・確保

- マイナンバーカード関係事務に係る業務に取り組む職員の採用・育成の強化を図るため、政府のデジタル人材の確保に関する方針等を踏まえ、デジタル人材の採用や育成、キャリアパスについての基本的な考え方を明確にし、必要な取組を進めるとともに、業務運営の透明性・公平性の確保が図られるよう留意しつつ、高い専門性を有する外部人材・機関の積極的な活用に取り組むこと。

2. 適正な事務処理の確保

- マイナンバーカード関係事務に係る業務の適正かつ確実な実施を確保するため、番号利用法第38条の2第1項の規定により定める機構処理事務管理規程及び公的個人認証法第39条第1項の規定により定める認証事務管理規程に基づき、管理体制の構築、安全管理の実施その他の必要な措置を講じること。

3. 個人情報保護

- 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び番号利用法に基づき、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する個人情報の適正な管理を徹底すること。

4. 情報セキュリティ対策

- 政府の情報セキュリティ対策における基準等やサイバー攻撃の実態等を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する方針を策定し、マイナンバーカード関連システムの情報セキュリティの確保を図ること。

5. 情報公開・情報発信の充実・強化

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の趣旨にのっとり、マイナンバーカード関係事務に係る業務において機構が保有する情報の公開について適切な対応を執ること。
- 機構が実施するマイナンバーカード関係事務に係る業務の内容及び成果について、ホームページ等を活用し、国民及び地方公共団体にとって分かりやすい情

報発信を実施すること。

以 上